

保護者各位

平成28年熊本地震により保護者等の市町村民税所得割が減免された
生徒に係る受給資格認定申請及び収入状況届出書の提出について（通知）

このことについて、保護者等が熊本地震により被災し、住居・家財等に被害を受けた場合、罹災区分に応じて市町村民税所得割額の減免*を受けることができるとされています。

罹災減免により保護者等の市町村民税所得割額に変更が生じ、支給額が増額する要件を満たすこととなった場合（所得制限者→加算なし、1.5倍加算→2.0倍加算など）は、速やかに変更後の課税証明書等を収入状況届出書又は受給資格認定申請書に添えて県へ提出する必要があります。

また、やむを得ない場合を除き、罹災減免を受けた保護者等が、今年度中（更正通知等を受け取った日の翌日から原則15日以内）に収入状況届出等を行わなかった場合、加算分等の支給を受けることができない可能性があります。

つきましては、罹災減免により就学支援金の見直しが必要な方は、申請書類をお渡ししますので学校までご連絡ください。

※詳細な減免要件、減免額等については、保護者等がお住まいの市町村へご確認ください。

- ・就学支援金の支給は、市町村民税所得割額（保護者全員分の合算）により判断します。
- ・市町村民税所得割額（保護者全員分の合算）が304,200円以上の世帯には、就学支援金は支給されません。

種別	受給要件 市町村民税所得割額 ※保護者全員分の合算	支援金の額（月額） 【授業料実納付額（月額）】		
		一般生	奨学生S	奨学生A・B、徳育
1	非課税の場合	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】
2	100円以上 51,300円未満	19,800円 【200円】	19,800円 【0円】	19,800円 【100円】
3	51,300円以上 154,500円未満	14,850円 【5,150円】	14,850円 【0円】	14,850円 【2,575円】
4	154,500円以上 304,200円未満	9,900円 【10,100円】	9,900円 【0円】	9,900円 【5,050円】

ご不明な点がございましたら、学校事務室までご連絡ください。（0968-72-4151）

収入状況届出書・受給資格認定申請 対象確認シート

生徒の保護者等が熊本地震により被災し、住居・家財等に被害を受けましたか？

YES

NO

該当しません

保護者等が罹災区分に応じて市町村民税所得割額の減免※を受けましたか？
又は、市町村から税額の更正通知を受け取りましたか？
※詳細な減免要件、減免額等については、保護者等がお住まいの市町村へ確認ください。

NO

YES

減免を受けていない又は更正通知を受けとっていない理由は何ですか？

保護者等本人の意思により、
減免申請を行わない

該当しません

未だ市町村が罹災証明を出来ないなどにより、
罹災区分がわからない

保護者等の状況を確認いただき、
私学振興課へ相談ください

減免により支給額が増額する要件（加算区分の変更等）を満たすこととなりましたか？
（例：所得制限者→加算なし、1.5倍加算→2.0倍加算など）

YES

NO

該当しません

速やかに収入状況届出書又は受給資格認定申請書に減免後の課税証明書を添付して私学振興課へ提出してください。